

行橋市立延永小学校学校通信
(2019年・令和元年度)

延小だより No.10

文月 July 7月12日 発行

【本校の教育目標】
豊かな心を育み、自ら学び、たくましく生きる子どもの育成

《校訓》 勤 勉

◇ めざす子ども ◇

- ☆ 思いやりの心を持ち、素直で明るい子ども
- ☆ 主体的・意欲的に学び、進んで体を鍛える子ども
- ☆ 地域に愛される元気な子ども

子どもを育てる（愛する）とは

最近、テレビや新聞で子どもに関する事件が目立っています。虐待・いじめ等の子どもが被害にあうこと、子どもが起こすこと等、多く見られます。

目の前の子どもたちが幸せに過ごしているか、将来どのような人に育つか等、みんなで考えながら子育てを進めていかなければならない時代ではないでしょうか。

子育てでは、自己肯定感・自己有用感を高めることが大切です。そのためには子どもに愛情いっぱいに接することです。このうえもなく大切なものとして、あふれるような愛を子どもに注ぐことです。保護者や家族をはじめ、地域の皆様・学校の職員が子どもに向けて、しっかり真実の愛を注ぐことです。

「そんなこと言われなくても愛を注いでるよ」という声が聞こえてくるようですが、その愛は子どもの将来を見据えた愛になっているのでしょうか。

子どもの喜ぶ顔が見られるからといって、次から次へと欲しいものを与えることが愛だと考えている場合、子どもは与えられることが当たり前になってしまいます。時にはほしいものを与えない厳しさも必要です。

愛するということは、心でしっかりつながることです。うれしいことがあれば共感してもらえると心が成長します。さまざまな困難に出会ったときにそっと手を差し出してもらえたとき、自分の背中をしっかり支える大きな手を感じたとき、子どもは健やかに成長していきます。

子どもは、受け入れられていると感じとれると安心感いっぱいになります。愛されていると受け止められるから頑張れます。人を信じられるということができるだけ子どもの頃に体得すること、それらのことで、子どもの自己肯定感・自己有用感が高まっていきます。そして、自分が好きになり、自分のよさに気づき、身の回りの人たちのために尽くそうという気持ちになっていくのです。

【5年生】社会見学 6月21日(金) TOTO・ニッサンに行ってきました！





【 ニッサン九州工場での見学・学習の様子 】

【6年生】社会見学 7月5日（金） ～防災センター・福岡市博物館・大宰府天満宮～



7月は「人権の大切さについて考える月」です

日本国憲法14条には、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と示されており、私達が平等であることが保障されています。

しかし、現実の社会では、依然として差別が存在しています。潜在的な差別意識やネット上の人権侵害などまだまだ課題が残されています。そのため、国・県の方針のもと、行橋市も毎年7月を「行橋市人権・同和問題啓発強調月間」として、さまざまな取り組みを行っています。

市役所人権政策課のHPには、「国際化、情報化、高齢化等の進展によって新たな人権問題が発生してきており、人権意識の高揚は、行橋市民が平和で明るく安心して暮らせる街づくりを目指す」とあります。「そっとしておけば差別はそのうちなくなる」ではなく、「差別について学んでみよう」という姿勢で私達の社会生活をより豊かなものにしていきましょう。

ところで、貧しい人々のために働き続け、その生涯を愛に捧げたことでも知られる、マザーテレサは、「愛の反対は無関心である」と言っています。

皆さん、一人一人の意識と行動で差別のない住みよい社会をつくりましょう。